

健光園あらしやまショートステイ 運営規程
(指定(介護予防)短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 要支援、要介護状態となった者に対して、居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画表に基づき、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練、健康管理、その他の日常生活上の支援を行うことにより、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと、また家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

(運営の方針)

第2条 社会福祉法人健光園の法人理念「生涯地域居住」に基づくとともに、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 利用者の心身機能の改善や環境調整等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に努め、介護予防が図れるようその目標を設定し、計画的にサービスを提供する。
- 4 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- 5 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村・居宅サービス事業所・介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努める。
- 6 地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 健光園あらしやまショートステイ
- 二 所在地 京都市右京区嵯峨柳田町3 6－5

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人健光園とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者

- 一 常勤1名を配置する。
- 二 事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、事業所の職員に対して法令を遵守させるために必要な指導を行い、指揮管理する。

(2)医師

- 一 1名以上を配置する。
- 二 利用者の健康管理や療養上の指導を行う。

(3)生活相談員

- 一 常勤2名以上を配置する。
- 二 利用申し込みに関する調整や、短期入所生活介護計画もしくは介護予防短期入所生活介護計画の作成、ご利用者のご家族等からの生活相談に応じるとともに、適切なサービスを提供できるよう他サービスとの調整や他機関との連携を行う。

(4)介護職員又は看護職員

- 一 常勤換算方法で合計40名以上を配置する。
- 二 各ユニットに昼間は常時1名以上、夜間及び深夜は2ユニットに1人以上の介護職員または看護職員を配置する。
- 三 常勤換算方法で3名以上の看護職員を配置する。うち、1名以上の常勤の者を含む。
- 四 介護職員は、利用者の心身の状況を把握し、居宅サービス計画や短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画に基づいて食事・入浴・排せつをはじめご利用者の日常生活の介護や援助を行う。
- 五 看護職員は、利用者の健康チェックを行うことにより健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。

(5)栄養士又は管理栄養士

- 一 1名以上を配置する。
- 二 利用者の身体の状況や栄養と嗜好を考慮した食事の提供が行えるよう、栄養計算やメニュー選定等を行う。

(6)機能訓練指導員

- 一 1名以上を配置する。
- 二 日常生活を送るために必要な心身機能を改善、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(7)ユニットリーダー

- 一 各ユニットに常勤１名以上を配置する。
 - 二 ユニットにおけるケアの責任者として、ユニットケアに関する指導及び助言等を行う。
- ２ 第１項に定める者のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は年中無休とする。
- 二 営業時間は２４時間とする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員）

第７条 同時に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供できる利用者の定員は１０名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第８条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 食事
- 二 入浴
- 三 排泄
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 送迎

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の具体的取り扱い方針）

第９条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅サービス計画若しくは介護予防サービス・支援計画、及び短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に基き、利用者が日常生活を行うのに必要な援助を行う。

２ 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

３ 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には提供した具体的なサービスの内容等を記録すると共に、利用者からの申し出があった場合には、文書の公布その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

４ 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

- 5 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画に基き、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画の作成については、次のとおりとする。
 - 一 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びそれを達成するための具体的なサービスの内容などを記載した短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
 - 二 短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対しその内容等について説明する。
 - 三 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画又は介護予防・支援サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。
 - 四 短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - 五 短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- 6 介護については次のとおりとする。
 - 一 利用者の身心の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行う。
 - 二 1週間に2回以上、適切な方法により利用者に入浴又は清拭を行う。
 - 三 利用者の身心の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 四 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、適切に取り替える。
 - 五 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 六 その利用者に対して、利用者の負担により当事業所従業者以外の者による介護の提供を受けさせてはならない。
- 7 食事の提供については次のとおりとする。
 - 一 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとすると共に、適切な時間に行う。
 - 二 自立支援に考慮し、できるだけ離床して行えるよう努める。
- 8 機能訓練については次のとおりとする。

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の

改善又は維持のために行う。

9 健康管理については次のとおりとする。

- 一 医師及び看護職員は常に利用者の健康の状態に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。
- 二 医師は利用者に対して行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない利用者についてはこの限りではない。

10 相談及び援助については、次のとおりとする。

常に利用者の身心の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談、助言を行うと共に、必要な援助を行う。

11 送迎については、次のとおりとする。

通常の送迎の実施地域において行う。ただし、それ以外の地域についても送迎を行う場合がある。

12 その他のサービスの提供については、次のとおりとする。

- 一 教養娯楽設備を整えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。
- 二 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 その他、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、次に掲げる費用について別に利用料金の支払いを受け取ることができる。

一 食費

朝食	1食当たり	360円
昼食	1食当たり	660円
夕食	1食当たり	660円

※特定入所者介護サービス費の対象となる方については、厚生労働省が定める食費の基準費用額とする（介護保険法施行法第13条第5号第1項）。

二 滞在費 1日当たり 3,200円

※特定入所者介護サービス費の対象となる方については、厚生労働省が定める滞在費の基準費用額とする（介護保険法施行法第13条第5号第2項）。

三 おやつ代 1日当たり 150円

四 通常の送迎の実施地域以外の送迎に要する費用 実費相当額

五 キャンセル料 食費とおやつの実費相当額

- | | | | |
|----|---------------------|-------|---------|
| 六 | 送迎キャンセル料 | 1回当たり | 1, 500円 |
| 七 | 特別な食事代 | | 実費相当額 |
| 八 | 理容代・美容代 | | 実費相当額 |
| 九 | レクリエーションや行事の参加費・材料費 | | 実費相当額 |
| 十 | 売店での買物の費用 | | 実費相当額 |
| 十一 | その他日常生活上必要となる諸費用 | | 実費相当額 |
| 十二 | 写真代 | | 実費相当額 |
| 十三 | 郵送料・コピー代 | | 実費相当額 |
- 4 前項四号及び五号については、事業で提供するサービスを正当な理由がなくサービス提供日の前日及び当日にキャンセルした場合に、昼食代、おやつ代、送迎費を徴収するものとする。
- ただし、次の場合は請求しないものとする。
- (1) 体調の急変によりサービスを受けることが困難な場合
 - (2) 天候等不慮の事情でサービスを受けることが困難な場合
 - (3) その他法人が止むなしと判断した場合
- 5 第2項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の送迎の実施地域については、京都市全域とする（一部地域を除く）。

(個人情報の保護)

第12条 従業者は、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドライン及び法人の定める「個人情報に関する基本規程」を遵守し、個人情報の保護を図る。

- 2 法人の定める「個人情報の利用等に係る同意書」によってあらかじめ利用者の同意を得た場合には、必要な範囲で個人情報を収集、利用又は法人が必要と判断する第三者に提供できるものとする。

(情報開示)

第13条 サービスの質を確保すると共に、利用者のサービス選択に資するため、積極的に情報開示を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を受けようとする際には、あらかじめ利用申込み者又はその家族は、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の

サービスの選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を受け、サービス内容及び利用期間等について合意の上でそのサービスの提供を受けること。

- 2 実際にサービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項としては、次のとおりとする。
 - 一 利用の都度、利用申し込みの提出と介護保険証、介護負担割合証の提示をすること。
 - 二 医療情報を提出すること。
 - 三 利用内容の変更や中止をする場合は、できるだけ早く連絡すること。利用日の前日または当日に緊急やむを得ないと認められない事情によるキャンセルをする場合は、食事代、おやつ代の実費相当額を支払うこと。
 - 四 発熱や嘔吐、感染症の疑いのある場合は、事前に相談すること。利用中は丁寧な手洗いや手指消毒、検温、マスクの着用をすること。
 - 五 持ち込む物品や食品については相談すること。
 - 六 外泊、外出の際には、行き先と帰園時間を必ず従業者に申し出ること。
 - 七 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。
 - 八 スマートフォン等はマナーを守って使用すること。
 - 九 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないこと。
 - 十 他の利用者や職員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないこと。
 - 十一 家族や友人の面会時間は、9時から18時とする。ただし、感染症が拡大する状況においては、丁寧な手洗いや手指消毒、検温、マスクを着用すること。対面での面会を制限する場合がある。また、面会の際には面会カードを記入する。
 - 十二 事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は行わないこと。

(ハラスメントの禁止)

第 15 条 利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなす。

- 一 パワーハラスメント
 - イ) 身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）
 - ロ) 精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
- 二 セクシュアルハラスメント（職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）
- 三 カスタマーハラスメント（長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい

迷惑行為)

四 その他のあらゆるハラスメント行為

- 2 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消する場合がある。

(感染症対策)

第16条 感染症や食中毒の発生を予防するとともにまん延等を防止するため、次の対策を講じる。

- (1) 感染症や食中毒の発生やまん延防止のための指針を整備する。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知する。
 - (3) 職員に対して感染症や食中毒の発生やまん延防止のための研修を年1回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。
 - (4) 職員に対して感染症や食中毒の発生やまん延防止のための訓練を年1回以上実施する。
- 2 感染症や食中毒の発生予防とまん延等防止のため、必要に応じて京都市に助言や指導を求める。

(緊急時等における対応方法)

第17条 指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じると共に、管理者に報告を行う。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況に応じて市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに連絡を行うと共に、受診等必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止のための措置)

第19条 利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための指針を整備する。
- 二 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員

にその結果の周知徹底を図る。

三 虐待を防止するための研修を職員に対して年1回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。

四 上記一～三の措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 職員・家族・親族・同居人・成年後見人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

(身体的拘束の禁止)

第20条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 事業所全体で次の3点すべてに当てはまると確認した時に、緊急やむを得ない場合として身体的拘束を行う。

一 利用者や他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合

二 行動制限をする以外に代替方法がない場合

三 行動制限が一時的なものである場合

3 身体的拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録する。

4 身体的拘束等の適正化のため指針を整備する。

5 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催すると共に、職員にその結果の周知徹底を図る。

6 身体的拘束適正化のための研修を職員に対して年2回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う

(苦情処理)

第21条 提供した指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第22条 風水害や地震等の自然災害及び火災に対処するための対策として、次の措置を講じる。

一 非常災害に関する具体的計画として、平常時に行う対策並びに利用者の安否確認の方法、支援の手順等を定める。

二 火災報知器・スプリンクラー・消火栓等を備える。

三 非常災害への対応に関する研修を職員に対して年2回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。

四 避難や救出等の訓練を年2回以上実施する。

- 五 平常時より市区町村および自治会や自主防災組織等との良好な関係に努め、災害対策に関する情報を共有する。
- 2 風水害や地震等の自然災害によりサービスの提供が難しいと判断される時及びサービスの提供を長期間休止する時は、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターと情報を共有し、連携する。

(業務継続計画)

第 23 条 感染症及び自然災害などの不測の事態が発生した場合にも、利用者や職員の安全を確保するとともに可能な限りサービスを安定的・継続的に提供し、万一中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した「業務継続計画」を定めて次の取組を行う。

- (1) 担当者をあらかじめ定めておく
- (2) 連絡先を整理してすぐに参照できるようにしておく
- (3) 必要な物資を整理して準備しておく
- (4) 業務の優先順位を整理しておく
- (5) これらを組織で共有して定期的に見直すとともに訓練を実施する

(衛生管理等)

第 24 条 事業所の設備及び備品、利用者の飲用に供する水について、衛生的な状態が維持されるような管理に努める。

- 2 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

- 2 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター又はその従業者に対し、当該事業所のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 3 設備、備品、従業者、会計に関する諸記録の整備を行う。また、サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。
- 4 会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日までを会計期間とする。
- 5 本事業の社会的使命を十分認識し、常に従業者の資質向上を図るため、採用時および全職員を対象として計画的かつ継続的に研修等の機会を設けると共に業務体制を整備する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健光園理事会において定めるものとする。ただし、軽微な事項については、理事長の専決事項とする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
平成13年 1月 1日から施行する。
平成15年 9月 1日から施行する。
平成16年 4月 1日から施行する。
平成17年 4月 1日から施行する。
平成17年10月 1日から施行する。
平成18年 4月 1日から施行する。
平成19年 4月 1日から施行する。
平成20年 4月 1日から施行する。
平成21年 4月 1日から施行する。
平成22年 4月 1日から施行する。
平成22年10月 1日から施行する。
平成23年 4月 1日から施行する。
平成24年 4月 1日から施行する。
平成24年 7月 4日から施行する。
平成25年 4月 1日から施行する。
平成26年 4月 1日から施行する。
平成27年 4月 1日から施行する。
平成28年 8月 1日から施行する。
平成29年 8月 1日から施行する。
平成30年 8月 1日から施行する。
令和 2年 8月 1日から施行する。
令和 3年 4月 1日から施行する。
令和 5年 2月 1日から施行する。
令和 5年 8月 1日から施行する。
令和 5年10月 1日から施行する。
令和 6年 2月 1日から施行する。
令和 6年 4月 1日から施行する。
令和 6年 8月 1日から施行する。